

印西教学第846号  
印西教指第1301号  
令和3年11月19日

保護者様

印西市教育委員会学務課長  
印西市教育委員会指導課長

今後の市内小中学校における教育活動等について（依頼）

緊急事態宣言の解除後から現在までにおいて、地域や学校での新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収まっている状況を踏まえ、11月24日以降の教育活動等について、下記のとおりといたします。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

学校においては、今後も、感染防止対策の継続と感染リスクの低減に努めてまいります。ご家庭におかれましても、感染防止対策の徹底を心がけていただき、児童生徒の健康観察等についてご協力をお願いいたします。

## 記

### 1 学校における感染予防対策の継続について

緊急事態宣言解除後、地域や学校における感染拡大は見られていませんが、引き続き、健康観察及び適切な感染予防対策を継続し、教育活動の充実を図っていきます。

### 2 学習活動等について

現在の対応から、一部の活動について、次のとおり変更します。実施にあたっては、感染予防を第一に考えた上で各学校の状況を踏まえ、判断していきます。

#### (1) 音楽科

屋外で2m以上の距離を確保し、向かい合わずに歌唱する場合は、マスクを着用せずに行ってもよいこととしていますが、これに加えて、屋外に準じる程度に十分に換気の行き届いた空間（双方向の窓を全開にしている場合や、換気設備が整っている場合等）においても、同様に行ってもよいこととします。

#### (2) 部活動

休日の部活動において練習試合を行う場合は、昼食を挟む時間設定で行うことも認めることとします。昼食を取る場合は、身体的距離の確保、会話の制限を行います。

### 3 児童生徒の健康観察等について

(1) 感染拡大が収まっている状況ではありますが、感染予防のため各家庭での健康観察の継続をお願いします。毎朝、検温・健康観察を行い、健康観察カードへの記入や健康観察フォームでの回答をした上で、マスクを着用して登校させてください。（飛沫感染予防

の観点から、可能な限り、不織布マスクの着用にご協力をお願いします)

- (2) 新型コロナウイルスは、発症前や症状が出始めた直後までに最も強い感染力を持つと言われています。そのため、お子様や同居する家族が、次の事項のいずれかに当てはまる場合は、お子様の登校を控えてください。また、その旨を必ず学校へご連絡ください。この場合は、学校保健安全法第19条に基づく出席停止とします。

①児童生徒本人について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査を受ける
- ・濃厚接触者に特定された
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている
- ・発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※ワクチン接種による副反応も含む など

②同居する家族について

- ・感染の疑いがあるためPCR検査を受ける
- ・濃厚接触者に特定された
- ・感染疑いの症状（強いだるさ、味覚や嗅覚の異常 等）が出ている 等

- (3) 新型コロナウイルス感染症の疑いがなくとも、次の理由により学校を休む場合、その旨を学校へご連絡ください。その場合は、欠席扱いとしません。

- ・感染不安（合理的な理由\*があると校長が判断する場合）

\*同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、ほかに手段がない場合などが合理的な理由となります。

- ・本人のワクチン接種
- ・同居する家族に発熱等の風邪症状（咳、鼻水、咽頭痛、頭痛 等）がある ※ワクチン接種による副反応も含む

※発熱などにより新型コロナウイルスの感染が疑われる症状がある場合は、医療機関等への相談をお願いします。

※登校の判断に際しては、くれぐれも慎重にご対応くださるようお願いいたします。